

令和2年度 林業労働力強化対策事業企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評  
(二次募集)

■本事業の趣旨

本事業は、体質強化計画に参画する林業経営体等を対象に、安全衛生装備・装置の導入及び安全衛生に関する研修の経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援して、林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

本総評は令和3年5月17日から令和3年6月11日まで交付申請を受け付けた二次募集結果です。

なお、本総評は一次募集結果（総評）（林業労働力強化対策事業ホームページ <https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>）以外の事項のみを公表します。このため、選定経営体は、一次募集結果（総表）も参照して事業を遂行すること。

■事業申請について

一団体あたりの事業申請は「令和2年度 林業経営体・林業労働力強化対策のうち林業労働力強化対策事業（公募要領）」（令和3年3月）の補助率・補助上限額の項において、一団体あたり事業費400万円以内（補助率1/2以内）と規定している。

このため、原則一団体の複数申請及び事業費400万円（補助率1/2以内）を超える申請は受け付けない。

■取り組み事業

1) 下肢の切創防止用保護衣の導入について

下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本産業規格（JIS）T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

なお、チャップスの使用にあたっては、全ての留め具を確実に留めた上、適度に締め付けて使用すること。また、チャップスがめくれぬよう最下部の留め具が足首に近いものを使用すること。

2) 安全靴等の履物の導入について

安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIST8125-3に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

このため、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っていない地下タビ及び脚絆等は補助対象外とする。

3) 安全衛生装備・装置以外の機資材導入について

本事業の主目的は、安全衛生装備・装置の導入と安全衛生に関する研修経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援するものです。

このため、職場環境や多角経営等のPRに寄与する薪割機などの機械の導入は補助対象外とする。

以上